

“まちづくり” どう夢みる

まちの住み手、まちの使い手は住民

自分たちの地域は自分たちの手で創る！

町民の数だけ多様な『私』がいて、多様な価値観があります。南部町は、それらを互いに受け止め、認め合い、誰もが自由に健やかに過ごせる地域社会を目指しています。地域で解決できる地域の課題は、地域の方々と相談し、解決していく。自分たちで暮らす地域は、自分たちで創っていくという地域自治組織の体制作りを目的に新たに地域政策課が設置されました。

地域自治組織の体制(案)

地域振興協議会(地域住民)
事務局(町職員・保健師)

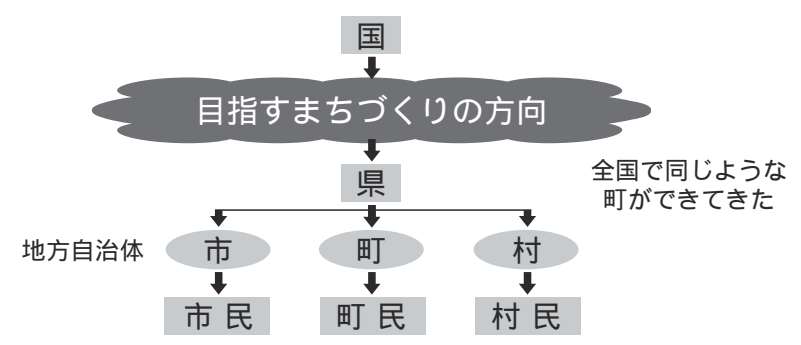
組織体制

今の地区公民館運営協議会のような組織(地域振興協議会)を新しく作ってもらい、その事務局には町の職員を2~3人配置します。

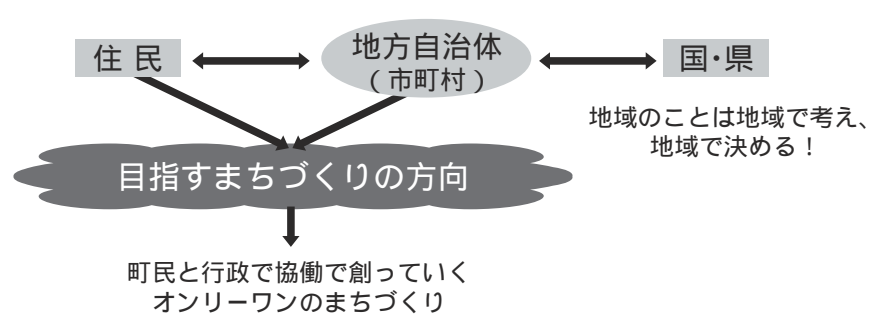
主な仕事

- 地域の皆さんが話し合いで解決できるような仕事をやっていただきます。
- これは町がやっていた仕事を地域に依頼することで、地域分権といいますが、地域の組織でありまず地域振興協議会に町の権限や財源を移譲します。
- ・災害など緊急事態が起きたときの地域対応
 - ・一人暮らし老人のケアなどの地域福祉
 - ・公園の清掃・除草
 - ・子ども会活動や子育て支援活動 など

今までの中央集権型システム(行政主導型)



これからの地方分権システム(住民・行政協働型)



平成12年から始まった分権改革は、明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革と言われており、国と地方の関係は上下・主従から対等・協力へと改められました。この地方分権の流れのなかで南部町が自立した自治体として生き残っていくためには、国から地方に分権がすすめられるように町行政の持つ権限や財源を地域(地域振興協議会)へ移していく必要があります。同じ地域に住む人たちが協力して、自分たちの住む街を豊かにするための活動ができるような新しいまちづくりについてみんなで考えて見ましょう。